

知っていますか？

くらしの中の表示やマーク

消費生活センター（市役所2階）

☎ 65・1206

☎ 65・1255

近年、私たちの周りでは、食品の偽装表示や製品事故など、私たちの食や製品の安全に関する問題が次々と発生しています。消費者の安全を守るために、法律で食品の表示基準や製品の安全基準が定められており、安全基準を満たした製品にはさまざまな表示やマークが記載されています。製品を購入する際の目安として、これらの表示に目を向けて、安全な生活を送れるようにしましょう。

食品表示のポイント

【表示例】

栄養成分表示

原則的に、全ての加工食品に栄養成分を表示することが義務付けられています。表示義務のある成分は、「熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム」の5つの成分で、ナトリウムの量は、食塩相当量で表示されます。

栄養成分表示	
1包装（1個）当たり	
熱量（エネルギー）	○○○ kcal
たんぱく質	○○.○ g
脂質	○○.○ g
炭水化物	○○.○ g
食塩相当量	○.○ g

原材料名	ご飯（愛媛県産）、おかず（一部に小麦・卵・大豆・えび・鶏肉を含む）
添加物	調味料（アミノ酸など）、pH調整剤、グリシン、着色料（カラメル、カロチノイド、赤102、赤106、紅花黄）、香料、甘味料（甘草）、保存料（ソルビン酸K）

アレルギー表示・添加物表示

アレルギーの原因となる抗原のことをアレルゲンといい、食品表示基準により表示が義務付けられている「特定原材料」と、表示することが推奨されている「特定原材料に準ずるもの」があります。

また、添加物と添加物以外の原材料は区別して表示されています。

【特定原材料】えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生（7品目）

【表示例】

【特定原材料に準ずるもの】あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン（20品目）

可マークを表示しています。

② 栄養機能食品

健康食品の機能性表示

最近では、健康食品やサプリメントを摂取している人が増えていますが、医薬品との混同を避けるため、健康食品に対して機能性を表示することは法律で限定されています。

③ 機能性表示食品

① 特定保健用食品（トクホ）
健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ「血圧を正常に保つ」などの表示が許可されている食品で、表示されている効果や安全性については、国が審査を行い、食品ごとに

健康食品は補助的なものと考え、普段からバランスの取れた食事を心掛け、目安量をきちんと守りましょう。

消費者庁が許可をしており、製品には、許



【表示例】

(パッケージ表)

機能性表示食品
届出番号△△
○○○○ (商品名)
〈届出表示〉
本品には◇◇が含まれるので、□□の機能があります。
本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届け出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

(パッケージ裏)

名称：○○○ 原材料名：○○、○○
内容量：○○g 賞味期限：○○
保存方法：○○ 製造者：○○
◆一日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分表示
◆機能性関与成分含有量の表示、一日当たりの摂取目安量・摂取の方法・摂取する上での注意事項などの注意喚起事項
問い合わせ先：○○(株)○○係
☎0000-000-0000

JAS規格

該当する製品が、品位・成分・性能などの品質について日本農林規格を満たしていることを示しています。
JASマーク



成分や性能について、規格を満たす食品や林産物などに付けられます。

特定JASマーク



特別な生産や製造方法についての規格を満たす食品に付けられます。

生産情報公表JASマーク



誰が、どこで、どのように生産したかを消費者に提供するJAS規格を満たす製品に付けられます。

食品表示の豆知識

【消費期限】腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなる恐れがないと認められる期限
【賞味期限】期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限

安全に関するマーク

JISマーク



該当する製品が、寸法や品質、性能や安全性、その試験方法などを定めた日本工業規格の基準を満たしていることを示しています。(工業標準化法)
SGマーク



安全基準に適合した消費生活用製品に付けます。(一般財団法人製品安全協会)

STマーク



玩具安全基準に合格したおもちゃに付けます。14歳までの子ども向け玩具を対象としています。(一般社団法人日本玩具協会)

PSCマーク

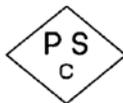
消費生活用製品安全法に基づき表示が義務付けられています。消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多いとして政令で定められた10品目については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSC

マークがないと販売できません。

特定製品



家庭用の圧力鍋、および圧力釜、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油風呂釜、石油ストーブの6品目
・特別特定製品



乳幼児用ベッド、携帯用レジャー応用装置、浴槽用温水循環器、ライターの4品目

PSEマーク

電気用品安全法に基づき表示が義務付けられています。政令で定められた電気用品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSEマークがないと販売できません。



特定電気用品
電気便座、電気温水器、電気マッサージ器など116品目

・特定電気用品以外の電気用品
電気ストーブ、電気冷蔵庫



庫、扇風機、電気かみそり、電子レンジなど341品目

消費に関するマーク

JADMAマーク



アフターケアの徹底・広告表示の適正化などを推進している、公益社団法人日本通信販売協会会員のみ表示できます。

オンラインマーク



適正なインターネット通信販売業者と認定された業者が表示できます。(公益社団法人日本通信販売協会)

5月は消費者月間です

「行動しよう

消費者の未来へ」

消費者庁